

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先
機関（総理府南方連絡事務所） 1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43395

外務省
口上書(旅券等發給、海外移住調整事務)



米北第52号

昭和22年2月20日

19674

口 上 書

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、沖縄における日本渡航文書の発給、沖縄よりの移住及び在外沖縄住民の保護に関し、昭和21年5月9日に外務省で開催された日米協議委員会第9回会合及びその後の日米両国外交当局間の協議において到達された合意についての、次のとおりの同省の了解を同大使館に通報するの光榮を有する。

1(1) 渡航文書の問題に関し、上記の日米協議委員会会合において、沖縄住民が沖縄においても日本旅券の発給を受けられるようにするため、(イ)旅券を申請するいかなる沖縄住民に対しても、その者が計画している旅行のために琉球諸島を出域する許可を有するとの米国民

42.2.20 千石レイクロフト書記官トチノキ

政府からの肯定的な通報があるまでは、旅券は発給されないこと、及び(ウ)旅券が申請者に交付されるより前に出域及び再入域に関する通達が米国民政府により旅券面に記入されること、との米側により提案され日本側の受諾した条件のもとに那覇の南方連絡事務所長が日本旅券の発給を行なうことにつき合意された。

さらに、同協議委員会において上記(イ)及び(ウ)の条件が満たされることを条件に、日本政府が沖縄住民の日本本土への旅行に必要な旅券以外の文書を発給することについても合意された。

(2) その後の日米両国外交当局間の協議により南方連絡事務所における旅券及び日本本土への渡航文書の発給事務は、沖縄に居住し、または旅行している沖縄住民以外の日本国民をもその対象に含むことが合意された。

2(1) 沖縄よりの移住者及び海外旅行者の問題に関し、上記の日米協議委員会会合において、日

3
本政府が沖縄からの移住者を含めて海外にある沖縄住民の保護について第一義的な責任を負うこと及び沖縄からの移住については、日本政府及び海外移住事業団が米国民政府、琉球政府、琉球海外移住公社、沖縄海外協会と協力して、その計画の作成及び実施にあたることと合意された。

(2) その後の日米両国外交当局間の協議により、
(1)南方連絡事務所に移住問題に関する連絡調整担当官を置くこと、(2)海外移住事業団沖縄事務所を那覇に設置し、本土におけると同様の啓発、調整活動を行なわせることが合意された。

3 上記の諸合意の実施に関する細目は、今後日米両国政府の最終的承認を得ることを条件として、南方連絡事務所と米国民政府との間で協議、決定せしめることとなつた。

4 上記の諸合意の結果として、1953年3月27日付在本邦アメリカ合衆国大使館口上書第

2205号、昭和28年9月3日付外務省口上書五第1395号、1953年9月30日付同大使館口上書第491号、昭和28年10月13日付同省口上書五第1486号及び1953年10月27日付同大使館口上書第733号をもつて合意された日本政府南方連絡事務所が所掌する事務の範囲に、新たに(1)日本旅券及び日本本土への渡航文書の発給に関する事務ならびに(2)沖縄からの海外移住に関する連絡調整事務が追加されることになつた。

外務省は、さらに、在本邦アメリカ合衆国大使館に対し、上記の了解が同大使館の了解でもあることを確認されるよう要請するの光榮を有する。

那羅の法合の
件の内容

南連事務所における船台証明書発給事務の
概要

1. 一般船台証明書発給申請書、申請人の南
連事務所にお出願し、^{（又）船台証明} 次の書類及び写真
を提出し、行なう。

これに、南連事務所及び申請人の出願
するに当り困難な場合は、次の指定す
るに於て申請書類の提出を認めず。

- (1) 一般船台証明書発給申請書
- (2) 戸籍簿又は住民票の謄本
- (3) 写真

総 理 府

(4) 省一域に何れも許可証又はこれに
類する書類

2. 船台証明書発給者は、南連事務所長
とす。

又、南連事務所における申請人
又はその指定する者とす。

3. 船台証明書有効期間は4年とす。

4. 南連の神懸居住者には、船台証明書
発給申請書、次の場合却下とす。

- (1) 船台証明書有效期間満了の日から
4年を経過した日において、神懸
に在る場合又はその4年を経過した

総 理 府

〇〇、本邦の防衛に、先づ彼國に

神威を伸べしむ。

(二) 湖邊事務所長の規定より起るる第

一以後効力を失はせしむべき事と

認めらる。